

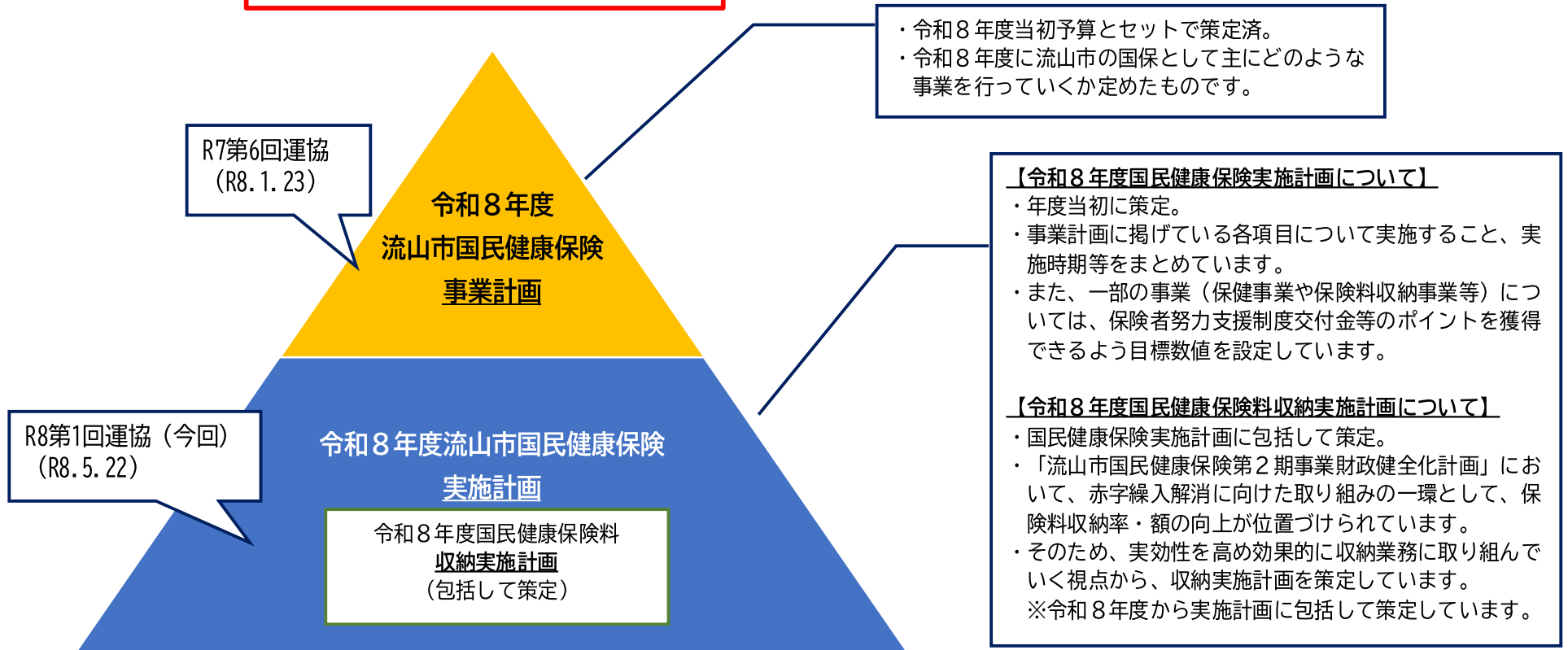
令和8年度

流山市国民健康保険実施計画



流山市 市民生活部 保険年金課

国民健康保険事業に係る年度計画



事 項 別 実 施 計 画

事 項	内 容	新規・継続	担 当 係	主 な 事 業 実 施 予 定	
				事 項 詳 細	実施時期
1 適用・適正化対策の推進 (1)適用・適正化調査	・国民健康保険加入者のうち、重複加入していると思われる方や他の健康保険の被扶養者として認定が可能と思われる方に対して通知を行い、資格の適正化を図る。	継続	国民健康保険係	・対象者への調査依頼 ・市広報紙やホームページ等への掲載	11月 <u>11月</u> 3月
(2)二重加入者の職権による資格喪失	・重複加入の可能性のある方について勤務先への社会保険調査やオンライン資格確認システムにより提供される資格重複情報の活用によって、喪失手続きを促す勧奨通知をし、指定期間内に回答の無い方について、職権で資格を喪失させる。	継続	国民健康保険係	・勤務先への調査 ・対象者への通知 ・資格重複情報の活用	通 年 通 年 随 時
(3)未申告者対策	<u>・適正な保険料賦課のため、申告の必要性について周知広報を図るとともに、未申告者に対し所得申告書を送付し、未申告者の解消を図る。</u>	継続	国民健康保険係 (市 民 税 課)	・他市町村への所得照会 ・保険年金課独自の文書催告 ・市民税課による文書催告	新年度当初5月・随 時 6月 <u>8月</u>
(4)居所不明者に係る実態把握と資格喪失処理	・居所不明被保険者の資格喪失については、実態調査を実施した上で、市民課に職権消除を依頼し、住民票が消除された後、資格を喪失させる。	継続	国民健康保険係 保 険 料 収 納 係 (市 民 課)	・居所不明被保険者の資格喪失処理	通 年
<u>(5)未手続者への加入勧奨について</u>	<u>・国保総合システムにより提供される、医療機関診療月から3か月経過後も新資格が登録されていない方について、国保に加入すべき場合があることから、加入勧奨通知を行う。</u> <u>※R7計画では、(1)の項目の中で記載していたが、R8計画から(5)として分けて記載している。</u>	継続	国民健康保険係	・対象者への通知、電話	<u>3月</u>

事 項 別 実 施 計 画

事 項	内 容	新規・継続	担 当 係	主 な 事 業 実 施 予 定	
				事 項 詳 細	実 施 時 期
2 保険料の収納率向上対策の推進 (1)滞納整理計画の策定	・目標収納率を達成するための具体的な実施方法、実施体制等を本計画に明記し、収納率向上に向けての滞納整理を展開していく。	継続	保 険 料 収 納 係	・令和8年度収納率目標 現年分 95.52% 繰越分 53.55% 【参考】令和7年度の収納率等について 現年度分 目標値:95.92% 見込値:94.52%(6年度決算値95.79%) 滞納繰越分 目標値:51.06% 確定値:52.55%(6年度決算値50.06%)	通 年
(2)滞納世帯の実態分析	所得段階別、所得種別、区域別、年齢別、賦課段階別等の「滞納者分析」を行い、効率よく効果的な滞納整理業務に結び付ける。	継続	保 険 料 収 納 係	・問題点の把握と効果的対策の検討	8月～
(3)徴収体制の強化	・地区担当に区分し、それぞれに応じた滞納整理を行うと共に原則40万円以上の高額滞納については、債権回収対策室と協議・移管し、役割を明確に分割することで強化を図っていく。 ・「市税等納付コールセンター」より、現年度分未納者に対し、電話催告及び文書催告を行い、収納額の増加及び徴収率の向上を図り、滞納繰越分の増加を抑制する。	継続	保 険 料 収 納 係	・債権回収対策室との連携 ・コールセンターによる電話、文書催告	通 年 通 年
(4)納期内納付の推進	・市規則において原則化されている保険料口座振替の一層の推進を図るため、令和7年度から導入したWeb口座振替システムなどを通じて、新規加入者等の口座振替を積極的に勧める。	継続	国民健康保険係 保 険 料 収 納 係	・新規加入者、給付申請者への窓口での勧奨 ・当初納入通知書へのチラシの同封 ・市広報紙やホームページ等への掲載 ・口座振替不能者に対する通知 ・Web口座振替の周知 ◎令和8年度口座加入率目標値 50.00% 【参考】令和7年度の口座振替状況 口座振替加入率 37.74%(R6:38.61%) 特別徴収除く加入率 41.59%(R6:42.92%) 口座振替収納率 97.82%(R6:97.92%)	随 時 6月 随 時 随 時 随 時

事 項 別 実 施 計 画

事 項	内 容	新規・ 継続	担 当 係	主 な 事 業 実 施 予 定	
				事 項 詳 細	実施時期
(5)納付環境の整備	<p>・納付義務者の利便性を図るため、納付しやすい環境の整備を検討していく。近隣市の納付環境整備にどのような変化があるか、動向を注視し、情報収集に努める。また、現在の納付方法は口座振替、金融機関及びコンビニエンスストア等の窓口、モバイルレジ、クレジットカード、特別徴収（年金天引き）、各種スマホ決済（au PAY、d払い、楽天Pay、PayPay）となっているが、特に近年導入されたスマホ決済の周知を図る。</p> <p>・地方税統一QRコードを利用した納付について、<u>令和9年度からの導入に向け準備を行う。</u></p>	継続	保 険 料 収 納 係	<p>・近隣市の納付方法等の情報収集</p> <p>・地方税統一QRコードを利用した納付（eL-QR納付）について、<u>令和9年4月</u>からの導入に向けた準備</p> <p>【参考】国民健康保険料収納額全体に対する、クレジット 納付、モバイルレジ、キャッシュレス決済アプリによる納付割合</p> <p style="text-align: center;"><u>R6: 6.86%(R5:4.94%)</u></p>	通 年 通 年
(6)年金受給者からの特別徴収	<p>・国民健康保険被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯の世帯主が、一定の要件を満たしている場合、年金から保険料を天引きする特別徴収とし、効果的な収納の確保を図る。</p>	継続	国民健康保険係 保 険 料 収 納 係	<p>《一定要件》</p> <p>・年金額が年額18万円以上、かつ国民健康保険料と介護保険料の1回当たりに徴収する保険料の合計額が、2カ月に1回支給される年金額の2分の1を超えない方等。</p>	年金月

事 項 別 実 施 計 画

事 項	内 容	新規・継続	担当係	主 な 事 業 実 施 予 定	
				事 項 詳 細	実施時期
(7)納付義務者への指導の徹底	<p>・滞納者の生活状況、収入状況等の把握のため、催告書や納付勧奨通知を送付することで、積極的に滞納者との接触の機会をつくり、納付相談及び納付指導に結び付ける。</p> <p>・令和6年12月2日に現行の保険証廃止に伴い、短期被保険者証や資格証明書の運用は廃止されたことから、保険料の納付に資する取り組みを行ったにもかかわらず、特別な事情なく保険料を原則1年以上滞納している者に対して、<u>新たに特別療養費支給対象世帯に決定する事務を行い、滞納者との接触の機会の確保に結び付ける。</u></p> <p>・外国人滞納者対策として、多言語催告文の作成や、地方出入国在留管理局との協力要請制度利用を通じて、様々な国籍の方々の納付促進や納付機会の確保に結び付ける。 <u>また、外国人の国保料未納防止については、国において、出入国在留管理庁と地方公共団体との間で、外国人の納付状況をシステム上でデータにより共有して在留審査時に活用する仕組みについて準備を進めていることなどが示されており、市においても国の動向を注視し適宜必要な準備を行う。</u></p>	継続	保険料収納係	<p>・文書催告 督促状送付(現年度) 一斉催告書(滞納繰越分) 一斉催告書(現年度未納者分) 納付状況等に応じた差押予告通知等</p> <p>・休日納付相談会の開催(年2回)</p> <p>・分割納付相談時の誓約書取交わしの徹底</p> <p>・転出等資格喪失者への窓口での指導</p>	各納期限後 8月、3月 3月 随 時 9月、3月 通 年 随 時
		継続		<p>・納付勧奨通知の送付 <u>6月→弁明の機会付与通知、資格確認書の返還通知に同封</u> 9月・3月→催告書に同封 12月→現年度未納者対象に単独で送付</p> <p>・休日納付相談会の開催(年2回)</p> <p>・コールセンターによる電話催告 <u>・弁明の機会付与通知、資格確認書の返還通知、特別療養費支給の事前通知を送付し、資格確認書(特別療養)等を交付</u></p>	6、9、12、3月 9月・3月 通 年 <u>6~7月</u>
		新規		<p>・多言語催告文の作成</p> <p>・地方出入国在留管理局との協力要請制度利用</p> <p>・出入国在留管理庁とのデータ連携システム導入準備</p>	<u>5~8月</u> 通 年 通 年

事 項 別 実 施 計 画

事 項	内 容	新規・継続	担当係	主 な 事 業 実 施 予 定	
				事 項 詳 細	実施時期
(8)財産調査の効率化	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納者については財産調査を行うこととなるが、その中でも件数の多くを占める預貯金調査について、預貯金等照会電子サービスを活用し、より迅速な滞納整理を図る。 ・生命保険調査の電子照会について研究していく。 	継続	保 険 料 収 納 係	<ul style="list-style-type: none"> ・預貯金電子照会システムを最大限活用した調査 ・生命保険調査の電子照会の研究 	通 年 随 時
(9)滞納処分の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納者個々の生計状況を掌握し、悪質な滞納者に対しては、保険制度の秩序及び負担の公平性を保つ観点から滞納処分を実施する。 	継続	保 険 料 収 納 係	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な滞納整理 課税データ、給与照会等財産調査 担税力のある者への財産差押、交付要求、参加差押の執行 財産がない、居所不明、生活困窮と認められる者への執行停止 	通 年
(10)職員の資質・意欲の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・毎朝、ミーティングを実施し、スケジュールリング、問題、課題について係員共通の認識を持ちモチベーションアップを図る。また、相互の連携や相談、<u>徴収事務研修への参加</u>等によりスキルアップを図る。 ・定期的に担当替えを行い、複数人が同じ業務を執り行えるようにするとともに、知識の向上を図る。 	継続	保 険 料 収 納 係	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納処分の実務に関する研修へ参加 ・<u>民間企業が開催する講座への参加</u> 	随 時 随 時
3 医療費適正化対策の推進					
(1)レセプト点検の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・専門職員の配置及びスキルアップ研修等の受講により、一層の点検事務の充実を図る。 	継続	国民健康保険係	<ul style="list-style-type: none"> ・レセプト点検職員研修へ参加 	7～11月 (年1回)
(2)医療費通知	<ul style="list-style-type: none"> ・総医療費の額等を被保険者に周知することにより、保険制度について理解の向上と医療費適正化を図る。また、医療費通知はマイナンバーカードを健康保険証として登録することにより、マイナポータルで医療費通知の情報が閲覧可能となることの周知を図る。 	継続	国民健康保険係	<ul style="list-style-type: none"> ・受診者氏名、診療年月、診療区分、日数、医療費総額、医療機関名を表示 ・マイナポータルでの医療費通知情報閲覧に関するホームページ等への掲載 	1月、3月 (年2回) 随 時

事 項 別 実 施 計 画

事 項	内 容	新規・継続	担 当 係	主 な 事 業 実 施 予 定	
				事 項 詳 細	実施時期
(3)ジェネリック医薬品使用促進通知	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者が服用する先発医薬品をジェネリック医薬品へ切り替えた際の削減できる自己負担額を具体的に通知し、ジェネリック医薬品の使用促進を図る。 ・ジェネリック医薬品の使用状況について、年齢別等に類型化し、そのデータを基に使用促進策を検討する。 	継続	国民健康保険係	<ul style="list-style-type: none"> ・ジェネリック医薬品での費用等通知 ・ジェネリック医薬品費用使用奨励PRカードケース配布 ◎令和8年度目標 ⇒ジェネリック数量シェア 91% (令和7年度実績:90%) 	8月、2月 (年2回) 通 年
(4)国保データベースの利活用	<ul style="list-style-type: none"> ・国保連合会で作成している国保データベースを用いた医療等に係る統計情報を有効に活用し、保健事業に役立てる。 	継続	国民健康保険係	<ul style="list-style-type: none"> ・疾病傾向等を調査・分析 	随 時
(5)第三者行為求償事務の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・レセプト点検時に傷病名及び点数により第三者行為の可能性のある事案について抽出を行い、被害に係る求償事務の取組強化を図る。 また、世帯主等による届出の義務等が浸透するようホームページなどで周知する。 ・第三者求償研修に参加し、知識の習得に努める。 ・第三者行為による傷病の発見の手掛かりとなる情報を受けるため関係機関との体制構築を図る。 	継続	国民健康保険係	<ul style="list-style-type: none"> ・レセプト点検時に第三者行為の可能性のある事案を調査 ・国保連合会からの通知及び病院からの連絡による把握 ・届出の義務等の周知 ・交通事故等に係る求償事務を国保連合会に委託 ・第三者行為の捜索に関する取組み ・消防・包括支援センターとの連携促進 ・国保連主催の第三者求償研修への参加 	随 時 随 時 随 時 随 時 随 時 随 時 10月
(6)療養費などの適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・柔道整復及びあはき療養費に係る二次点検を実施する。 ・多剤服薬者を含む重複服薬者に対して戸別訪問するなどの取り組みを実施する。 	継続	国民健康保険係	<ul style="list-style-type: none"> ・柔道整復及びあはき療養費に係る二次点検を業務委託 ・国保連合会から提供される重複受診者該当リスト等の活用した通知、薬剤師及び保健師による戸別訪問 	通 年 7月～1月
(7)保険者間調整の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・資格喪失後の受診による不当利得の返還について、個別通知により理解を求めるとともに被保険者を介さず、直接、保険者間で調整する方法を積極的に推進し、給付費の適正化を図る。 	継続	国民健康保険係	<ul style="list-style-type: none"> ・返還金の手続を保険者間で調整 	通 年

事 項 別 実 施 計 画

事 項	内 容	新規・ 継続	担 当 係	主 な 事 業 実 施 予 定	
				事 項 詳 細	実 施 時 期
4 保健事業の充実 (1)人間ドック・脳ドック 助成事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・人間ドック・脳ドック利用者に対し助成金を交付し、被保険者の健康の保持・増進に資するとともに医療費の増嵩を抑制する。 ・人間ドック・脳ドックにおける効果の測定方法について研究を進める。 ・人間ドック・脳ドックの助成内容について、県内保険料統一に係る保健事業標準化の動向に合わせ、見直しの検討を図る。 	継続	国民健康保険係	<ul style="list-style-type: none"> ・人間ドック及び脳ドック利用助成 ・脳ドックの効果測定方法研究 ・人間ドック・脳ドックの助成内容の見直しの検討 	通 年 随 時 随 時
(2)あんま・はり等助成事業 の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・あんま・はり等施設利用者に助成金を交付し、被保険者の健康の保持・増進に資するとともに医療費の増嵩を抑制する。 	継続	国民健康保険係	<ul style="list-style-type: none"> ・あんま・はり等施設利用助成 	通 年
(3)「健康を支える栄養学」 による健康管理増進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者等が健康を回復・維持・増進することにより、年々増加する医療給付費を抑制するため、生活習慣病をはじめとする疾病予防・重篤化予防を目的として食生活に視点を置いた「健康を支える栄養学」を被保険者等に紹介する。 	継続	国民健康保険係	<ul style="list-style-type: none"> ・「健康を支える栄養学」に基づく調理実習及び各種講座、学習会を実施 	通 年

事 項 別 実 施 計 画

事 項	内 容	新規・継続	担 当 係	主 な 事 業 実 施 予 定	
				事 項 詳 細	実施時期
(4)特定健康診査・特定保健指導	<p>①生活習慣病を予防し、適切な医療費の確保を図り、医療費の適正化を推進することを目的として実施する。 また、第4期特定健康診査等実施計画に基づき、更なる特定健康診査の受診率の向上を目指す。</p> <p>・第4期特定健康診査等実施計画に基づき、令和11年度までの国が示す特定健康診査及び特定保健指導の受診率目標値60%に向け、事業実施部門の健康増進課及び医師会と連携し、事業を実施する。</p>	継続	健康増進課	<p>・特定健康診査の実施 ・特定保健指導の実施</p> <p>・人工知能(AI)を活用した受診勧奨 ・健診結果(一部)を活用し、次回健診受診を促す勧奨通知送付 ◎令和8年度目標 ⇒特定健診受診率:54.6% (令和6年度実績:49.8%)</p>	6~9月 通 年
	<p>②一度も受診歴がない未受診者や受診が途切れがちな方、受診勧奨値を超える方に対して、医療機関の受診を促す。</p>	新規	健康増進課	<p>特定健康診査の結果とレセプトデータから未治療者と治療中断者を抽出し、行動変容を促す通知勧奨を行うことで、医療機関の受診につなげることを目的とした生活習慣病重症化予防事業の実施</p>	7月~3月
(5)第3期データヘルス計画の実施	<p>・令和6年4月を始期とした第3期データヘルス計画に基づき①特定保健指導実施率向上事業②糖尿病性腎症重症化予防プログラム事業③特定健康診査受診率向上事業をPDCAサイクルに沿って実施する。 ・第3期データヘルス計画の中間評価を実施する。</p>	継続	国民健康保険係 健康増進課	<p>・①特定保健指導実施率向上事業②糖尿病性腎症重症化予防プログラム事業③特定健康診査受診率向上事業をPDCAサイクルに沿って実施</p> <p>【中間評価】 ・国保運営協議会での審議・報告 ・国保連支援評価委員会における評価実施</p> <p>◎令和8年度目標 ⇒データヘルス計画で位置付けた目標数値</p>	通 年 1月 2月

事 項 別 実 施 計 画

事 項	内 容	新規・継続	担 当 係	主 な 事 業 実 施 予 定	
				事 項 詳 細	実 施 時 期
5 保険料率の見直し (1)適正な保険料の検討	<p>・国保財政の健全化を目指し、適正な賦課とともに収納対策を図る。</p> <p>・令和7年度料率改定を評価、検証するとともに、令和6年4月を始期とした流山市国民健康保険第2期事業財政健全化計画について、<u>中間評価を行い、引き続き、保険料の適正額の検討を行う。</u></p> <p>・令和8年度から徴収を開始した「子ども・子育て支援金分Ⅱ」について、令和10年度までの段階的な料率改定に伴う、必要な条例改正・システム改修等を行う。</p>	継続	国民健康保険係 保険料収納係	<p>・国保運営協議会</p> <p><u>令和7年度料率改定結果報告</u></p> <p><u>財政健全化計画中間評価</u></p> <p><u>令和9年度子ども・子育て支援金の改正</u> (諮問・答申)</p> <p>・<u>令和9年度子ども・子育て支援金・条例改正案上程(令和9年第1回定例会)</u></p> <p>・システム改修</p>	8月 12月 12月・1月 2月 随 時
(2)保険料改定の周知	<p>・令和8年度から徴収を開始した「子ども・子育て支援金分Ⅱ」について、周知を図る。</p>	継続	国民健康保険係 保険料収納係	<p>・市ホームページ及び保険料の案内への掲載</p> <p>・市広報への掲載</p> <p>・自治会回覧での周知</p>	通 年 4月 4月
6 マイナ保険証を基本とする体制への移行	<p>・例年7月の一斉発送においては、<u>マイナ保険証未保有者への資格確認書及び、70歳以上のマイナ保険証保有者への資格情報のお知らせを送付するほか、引き続きマイナ保険証についての周知、啓発に努める。</u></p>	継続	国民健康保険係	<p>・市ホームページへの掲載及びチラシの配布</p>	通 年
7 その他 (1)国・県への要望	<p>・国保財政基盤を強化・安定させるための財政支援の拡充を要望していく。</p> <p>・千葉県が目指している令和12年度以降の将来的な保険料水準の完全統一化に向けて、本市の実情を踏まえた統一化となるよう県が実施する会議等において強く要望していく。</p>	継続	国民健康保険係 保険料収納係	<p>・県内保険料統一年度等に係る県内市町村への意見照会</p> <p>・第2期千葉県国民健康保険運営方針の中間見直しに係る県内市町村への法定意見聴取</p>	5月 9～11月
(2)一般会計からの法定外繰入(決算補填等目的分)削減に向けた施策の実施	<p>・令和6年4月を始期とした流山市国民健康保険第2期事業財政健全化計画に基づいた一般会計からの法定外繰入(決算補填等目的分)の削減・解消に努める。</p>	継続	国民健康保険係 保険料収納係	<p>・保険料の見直しの検討</p> <p>・保険者努力支援制度交付金の申請</p> <p>・保険料収納率及び額の向上の取組</p>	通 年 7月 通 年

下線部昨年度からの修正箇所